

不動産売買登記 必要書類のご案内

収集できた書類から ☐ にチェックをお入れください

決済日までに書類をご準備ください。ご不明な点はお気軽にご連絡ください。

■ 買主様 【買主】

☐ 住民票

マイナンバーの記載のないものをご用意ください。

☐ 認印

実印でなく認印で構いません。

■ 売主様 【売主】

☐ 権利証（登記識別情報）

不動産取得時に法務局から交付されたものです。

☐ 印鑑証明書

登記申請日において3か月以内に発行されたものがが必要です。

☐ 実印

印鑑証明書に登録されている実印をご持参ください。

■ 買主様・売主様 共通してご用意いただくもの 【共通】

☐ 本人確認書類

運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど顔写真付きのものをご持参ください。

☐ 不動産の評価額が分かるもの

固定資産税納税通知書等、最新年度のものをご用意ください。登録免許税の計算に使用します。

■ 売主様の登記上の住所と現住所が異なる場合 【売主・住所変更】

☐ 住民票 または 戸籍の附票

マイナンバーの記載のないものをご用意ください。

★ 登記記録上の住所から現在の住所までつながるものがが必要です。

引越しの回数が多い場合は戸籍の附票の方が一通で取得できる場合があります。

△ ご注意・お願い

- ▶ 権利証（登記識別情報）を紛失されている場合は事前にご連絡ください。別途対応が必要です。
- ▶ 住宅ローンを組まれる場合は抵当権設定登記が必要です。金融機関からの書類もご確認ください。
- ▶ 売主様に抵当権等が残っている場合は、決済時に抵当権抹消登記も同時に行います。
- ▶ ご不明な点はお気軽にご連絡ください。